

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
1	2	第1	1(4)	現在の八尾市立病院の直近三期分BS、PL並びに新病院の事業計画書の無償/有償配布を実施願います。	特定事業の選定を行った場合に、過去3年分について病院建設準備室にて公表する予定です。
2	2	第1	1(4)	決算報告書など、現行の八尾市立病院の経営状況が分かる資料の閲覧は可能でしょうか。また、新病院の具体的な事業計画は公表されますでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、病院建設準備室にて公表する予定です。
3	2	第1	1(4) (ウ)	八尾市立病院の過去3ヶ年の外来者、入院者数、運営実績および収支の公示をして頂けますでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、過去3年分について病院建設準備室にて公表する予定です。
4	2	第1	1(4) (ウ)	入院収益が対前年大幅減(病床利用率などの減)ということですが、考えられる原因をご教示下さい。	病院施設の老朽化、近隣での新病院の開院、医療事故などの影響によるかと考えております。
5	2	第1	1(4) (ウ)	現市民病院のこれまでの収支状況・実績(過去5年程度)、外来者数(同5年程度)、店舗等利便施設の収支実績(同)についてご開示願います。	特定事業の選定を行った場合に、過去3年分について病院建設準備室にて公表する予定です。但し、店舗等利便施設の収支実績については、独立採算としているので、承知していません。
6	2	第1	1(4) (ウ)	当該PFI事業において貴市が直接実施する場合とPFI事業者として実施する場合のVFMの公示はされるのでしょうか。	特定事業選定時に公表する予定です。
7	2	第1	1(4)	病院開院後における病院事業運営体制の中で、SPCがどのように位置づけられるのでしょうか。例えばSPCの社長が副院長レベルのポストに就き、運営上の改善を提案・実行することなどをお考えでしょうか。	市とSPCによる協議会を設立して、経営情報の提供、分析、改善の提案・実施に協力して頂く予定です。
8	2	第1	1(4)	新病院の予定患者数、外来数、入院数、収支予想、平均在院日数、予想手術件数などの予想データ、事業計画書をご開示願います。	特定事業の選定を行った場合に、病院建設準備室にて公表する予定です。
9	3	第1	1(4) (ア)	「現病院では、医師や看護師が主たる業務でない部分に参与していたり」、とありますが、具体的にどういう業務に参与しているのでしょうか。	カルテの検索、患者の受付業務、什器や備品類の整理や管理、シーツ交換、ベッドメイキングです。
10	3	第1	1(5)	民間事業者の事業範囲について、旧病院から新病院への各種移行支援業務は含まれないのでしょうか。検体検査業務等、民間事業者が携わる業務で使用される機器類は、事業者が調達・所有するのでしょうか。	については、新病院への移行計画策定はPFI事業に含まれますが、実際の移行作業は市が移行計画をもとに予算措置し、実施します。については、事業者が調達し、所有することとします。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
11	4	第1	1(5)	病院施設は市が設計・建設し、所有権は市が有すとあるが、土地の取得費、建物の設計、建設費等の市が負担する初期投資額は(予算)はいくら位ですか。又、初期投資額の回収年度をどれ位にお考えですか。	特定事業の選定を行った場合に、病院建設準備室にて公表する予定です。初期投資額の回収年度は、建物等の固定資産については、地方公営企業法に基づき、減価償却します。
12	4	第1	1(5)	事業期間終了後、PFI選定事業の所有物を八尾市に移転する際、八尾市が有償で買い取る形となるのか。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
13	4	第1	1(5)	新八尾市立病院の所有権は貴市が保有されることになっていますが、運営開始に伴い必要となる水光熱費は、貴市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
14	4	第1	1(5)	現市民病院の外注関係の資料をご開示願います。・委託業務項目、委託範囲・委託会社リスト・各業務の委託料(過去3年間程度)	特定事業の選定を行った場合に、過去3年分について病院建設準備室にて公表する予定です。
15	4	第1	1(5)	今回SPCの担当業務とされた業務に現状従事している職員、外注企業等の取扱いについてはどのように考えれば宜しいでしょうか。	現在従事している市の職員については、市の責任において対応します。また、現在の外注については、単年度契約であり、契約を更新しない限り、契約期間をもって終了します。
16	4	第1	1(5)	病院施設の5年や10年に一度の大規模修繕はPFI事業者の業務範囲に含まれるのでしょうか。	含みません。
17	6	第1	1(5)	「総合医療情報システムの開発、整備業務については、八尾市が別途選定した民間専門業者が行う」とありますが、部門システムとの接続上の問題がありますので、情報システムの選定業者と仕様をお教えください。	選定業者については、一次募集要項にて公表する予定です。インターフェイスに必要な仕様は二次募集要項等で明示する予定です。
18	6	第1	1(5)	「なお、総合医療情報システムの開発、整備業務については、八尾市が別途選定した民間専門業者が行う」とありますが、業者名については一次審査募集要項にて示して頂けるのでしょうか。	選定業者については、一次募集要項で明示する予定です。
19	5	第1	1(5) (イ)	病院施設を一部整備した場合、建設業者とのリスク及び責任の分担が発生すると思われませんが、建設業者との取決めはどのように考えればよろしいですか。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答
20	5	第1 1(5)	特定事業の建設・設備維持管理業務についてですが、これは資料2のリスク分担表において、病院施設の瑕疵リスクは公共となっておりますが、修繕費増大リスクは応募者の負担となっております。このことは、16年に渡り事業期間中の瑕疵リスクは全て公共にて負担されるものとし、瑕疵による修繕費増大リスクについても公共にて負担されることを考えて宜しいでしょうか。その場合、「瑕疵」と純粋に「修繕」が必要な場合の切り分けは、何を基準に行われるのでしょうか。例えば法定耐用年数をクリアしたものについては全て修繕の対象になるのでしょうか。また、建設・設備維持管理業務に含まれる対象設備については、詳細な仕様等の開示をお願いします。	記述していただいた解釈で結構です。詳細については、特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
21	5	第1 1(5)	施設の保守管理業務の範囲は、外構施設のみでしょうか。本体施設は含まれないでしょうか。	大規模修繕を除き、建築物本体の保守管理業務についても含むことを想定しています。
22	5	第1 1(5)	駐車場の維持管理は必要でしょうか。また、駐車場料金は徴収する予定でしょうか。	駐車場の維持管理もPFI事業の対象としております。詳細については、特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
23	5	第1 1(5)	現在の病院において、病院自ら行っておられる業務と外注されている業務の区別は、別添資料の業務分担表どおりと考えてよろしいでしょうか。また、現在の病院における外注先企業等の名称等については、公表されますでしょうか。	別添資料として添付した業務分担表は、今回のPFI事業において現在市が想定している業務分担表であり、現在の病院の外注状況とは異なるものです。外注先企業等の名称等は、特定事業の選定を行った場合に、病院建設準備室にて公表する予定です。
24	5	第1 1(5) (ア)	新病院の基本方針の中には「地域の中核病院として急性期医療・救急医療の充実を図る。」とされています。救急医療を充実して行く上で検体検査は24時間体制が必須条件だと思いますが、夜間当直体制はどの公共の負担・民間の負担のどちらでしょうか。	民間事業者の業務と想定しています。
25	5	第1 1(5) (ア)	上記業務についてですが、資料1の業務分担表においては各小項目の負担が公共と民間に分かれておりますが、今回の事業内容について、民間負担については業務委託(ランチ)と認識しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。また、その認識である場合は公共負担の機器・試薬などは市の負担購入でよろしいでしょうか。	(前段)記述していただいた解釈で結構です。 (後段)公共負担の試薬の調達はPFI事業に含みます。また、民間事業者の業務に係る機器に関しても、現病院から移行する機器があり、これは二次募集要項等で明示する予定です。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
26	5	第1	1(5) (ウ)	「食事の提供業務」のうち、一部の業務では民間が主分担、公共が従分担となっていますが、具体的にどのような形態で業務を分担するのでしょうか。	詳細は募集要項にて提示いたしますが、病院自ら実施すべき業務として定められている業務（食材の点検、使用食器の確認、衛生面の遵守事項の作成等）や各業務の計画の承認等については市が行うことを想定しています。
27	5	第1	1(5) (オ)	選定事業者が保守点検する機器は、どの範囲まででしょうか。PFI事業の範囲外で整備される医療機器についても、選定事業者が保守点検するのでしょうか。	現時点では全ての機器類を対象として想定しています。詳細については特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
28	5	第1	1(5) (カ)	医療ガスの供給設備の保守点検業務について、どの範囲までがPFI事業に含まれますでしょうか。	現時点では医療ガス供給設備全てを対象として想定しています。詳細については特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
29	5	第1	1(5)	まちなかステーション及び駐車場の運営・維持管理業務は、PFI事業の範囲に含まれないのでしょうか。特に駐車場の運営・維持管理は、警備とも含めて、施設全体を一体的に行うのが効率的であると考えますが、PFI事業の範囲内に含まれない理由は何でしょうか。	PFI事業の対象範囲に含まれています。
30	5	第1	1(5) (キ)	特定事業の範囲についてですが、建物を含まない本件の場合、PFI方式で整備する意義付け、VFMの最大化及び、事業期間中の新病院が負担する総費用の圧縮を目的として、以下の提案をさせていただきます。その他病院運営業務（工）医療機器類の整備・管理/更新業務については、極力特定事業で整備する対象品を多くした方が良いと考えます。これも、特別目的会社（以下SPC）が独断で品目を決めるのではなく、十分に病院スタッフの方々と打合せの上で決定した製品を整備していくという方法で、VFMの最大化及び事業期間中の新病院が負担する総費用が相当圧縮可能であると考えます。	ご意見として賜ります。
31	5	第1	1(5) (ク)	選定事業者が管理する機器は、どの範囲まででしょうか。PFI事業の範囲外で整備される医療機器についても、選定事業者が管理するのでしょうか。	対象とする医療機器類については、特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
32	5	第1	1(5) (工) (オ)	特定事業の その他病院運営業務 / (工) 医療機器の整備・管理業務、 (オ) 医療機器の更新業務についてですが、資料2のリスク分担表に、 医療機器の陳腐化リスクとして「技術的に陳腐化した場合」とあります。 医療機器の中には技術的に陳腐化しても、治療には全く問題が無い というケースが想定されますが、何をもちって技術的な陳腐化と判断され るのでしょうか。	他の医療機器との有機的な連携が保てなくなる、 治療に問題が生じる、経営に大きな影響を及ぼす などを想定しています。
33	5	第1	1(5) (工) (オ)	特定事業の その他病院運営業務 / (工) 医療機器の整備・管理業務、 (オ) 医療機器の更新業務についてですが、資料2のリスク分担表に、 システム陳腐化リスクとして「技術的に陳腐化した場合」とあります。 先ず、総合医療情報システムの構築・納入企業及び計画内容の早期公表 を希望すると共に、応募者が設置するシステムの区分けは、募集要項以 前に公表されるのでしょうか。また医療関連システムの中には技術的に 陳腐化しても、運用には全く問題が無いというケースが想定されます が、何をもちって技術的な陳腐化と判断されるのでしょうか。	総合医療情報システムに関する情報は募集要項に おいて公表します。陳腐化についてはNo.32をご 参照ください。
34	5	第1	1(5) (工) (オ)	「主な医療機器類の整備」について、 主な医療機器は市が「所有」 するという理解でよろしいのでしょうか。 また上記 以外の医療機 器は民間事業者が調達し「所有」するというのでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、市と民間の所有 の具体的な区分を募集要項等に示す予定です。
35	5	第1	1(5) (オ)	更新の対象となる医療機器類は、当初に選定事業者が整備する機器に限 られるのでしょうか。それともPFI事業の範囲外で市が整備されるも のも含まれるのでしょうか。また、それぞれの機器の更新時期につい て、契約などであらかじめ定められるのでしょうか。	医療機器類の更新については全ての医療機器類を 対象として民間事業者の方に行ってもらうことを 想定しています。更新時期については、記述して いただいた解釈で結構です。
36	5	第1	1(5) (オ)	事業範囲、内容の中で「医療機器類の更新業務」とありますが、新しい 機器への変更も含むとすれば、医療関係者(病院側)と各医療機器メー カーとの話し合いになると思われます。その場合、SPCに各医療機器 メーカーも参加することになると思われますが、その辺はいかがお考え になりますか。	SPCのご判断にお任せします。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
37	5	第1	1(5) (カ)	総合医療情報システムとは、具体的にどのような内容を含みますか。選定事業者が決められた業務を遂行する上でこのシステムを活用しようとした場合に、選定事業者が用意するシステムと統合化するようなことは、想定されていますでしょうか。その際の費用は、どちらの負担となりますでしょうか。また、時間の経過とともにシステムの陳腐化が予想されますが、システムの更新について、市の負担と考えてよろしいでしょうか。さらに実際に整備を担当する事業者について、いつ公表されますでしょうか。	総合医療情報システムと選定事業者が用意するシステムの統合の可能性も想定しています。その際の費用は選定事業者の負担となります。システムの陳腐化について、総合医療情報システムに関する部分は市の負担とします。総合医療情報システムの整備業者は一次審査募集要項にて公表する予定です。
38	5	第1	1(5) (キ)	特定事業の その他病院運営業務 / (キ) 利便施設運営管理業務についてですが、これは応募者にとっての独立採算業務であると理解しておりますが、採算が見込めない場合提案を行わない、若しくは運営期間中の事業撤退（撤退に係る賠償責任無し）は可能であると考えて宜しいでしょうか。また、新病院予定地は現在若しくは事業期間中に市街化調整区域となるのでしょうか。	撤退の条件については、募集要項等に明示する予定です。 また、新病院予定地は市街化区域となっています。
39	5	第1	1(5) (ク)	一般管理業務には、「地域保健医療体制の確立」を支援する業務も含まれますか？含まれる場合、民間事業者が果す役割を具体的にお教えください。	「地域保健医療体制の確立」については経営支援業務の一環としてアドバイス等の支援を想定しています。
40	5	第1	1(5) (ケ)	特定事業の その他病院運営業務 / (ケ) 廃棄物処理業務についてですが、これは院内回収及び院内の一次処理業務限りと理解して宜しいでしょうか。	詳細については二次募集要項で明示する予定です。
41	5	第1	1(5) (ク) (コ)	その他病院運営業務のうち(ク)一般管理業務と(コ)その他業務の具体的な業務内容をご示唆下さい。	詳細については二次募集要項で明示する予定です。
42	6	第1	1(7)	事業スケジュール(予定)ですが、全体事業期間が16年間と設定されていますが、この設定根拠をお示しください。また、事業期間終了後の病院運営方法はどのように考えているのでしょうか	病院運営計画において、現時点で想定できる期間として設定しました。事業期間終了後については、募集要項で明示する予定です。
43	6	第1	1(7)	事業スケジュール(維持管理・運営期間)についてですが、全ての特定事業を一律16年間(実質15年間)とするよりも、例えば総合医療情報システムの運営、保守管理業務を10年とする等、事業毎にある程度実態に則して弾力的な設定を行われることも、最終的には今後数十年間の総費用圧縮に繋がるかと考えます。	ご意見として賜ります。
44	6	第1	1(7)	本事業期間終了後も、本事業に係る業務がPFI事業者へ再委託される場合はあるのでしょうか。	事業期間終了後については、募集要項で明示する予定です。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目		内容	回答
45	6	第1	2	本事業をPFI手法により実施することによって、貴市の財政負担の縮減がどの程度期待されるのかを判断するにあたって、参考とされる判断材料をお示し下さい。	特定事業選定時に公表します。
46	6	第1	1(7)	今後医療制度の変更等に伴い病院の周辺状況が大きく変化することが予想されます。それにともない、民間事業者が提供するサービス内容も変化するため、事業契約期間については16年間とするが、5年毎程度でサービス内容等の見直しを行うべきと考えます。	ご意見として賜ります。

No	頁	項目	内容	回答
47	2	第1 その他	<p>新病院の運営にあたっては、八尾市における地域中核病院として、地域から信頼される医療を実践するため記載されておりますが、具体的方策として、地域医療支援病院を目指すべきであると考えます。この地域医療支援病院とは、第三次医療法改定で設置されたもので、紹介率80%（但し、P2の紹介率と算出方法が違う）と高いハードルがあるものの、診療報酬でのメリットも多く、経済性からみても検討の余地があると考えます。説明会では1日外来数を1300人と設定していると説明されていましたが、この数字はあきらかに外来主導型の方針であり、地域連携からの観点からみれば矛盾を感じる所であります。外来数を減少し、逆紹介などの推進や救急医療の充実などして紹介率を上昇させ、急性期医療としての入院主導型病院として見直す必要があると思われまます。開放型病床を設置し、地域のかかりつけ医に開放する手法も導入すべきと考えます。新病院の約1km先には、八尾徳洲会総合病院（病床数415）があり、診療圏も診療科も重複すると考えられ、特色ある機能にしなければ、患者さんの取り合いになり、共倒れする可能性があります。これはひいては、地域の方々の不幸を招くことになると思われまます。</p> <p>新病院では、現在取得していない財団法人日本医療機能評価機構の認定施設や臨床研修指定病院の認可を受けることが必須であると考えまます。これらは、経済的メリットは勿論のこと、医療の質のバロメーターとして注目されており、地域から信頼される医療を実践するためには必要と考えまます。</p> <p>そもそもP2で記載されている平均在院日数17日以内を目指すのであれば、実動病床数380床と設定するには無理があると考えまます。日本の現状の流れからして、平均在院日数が短縮傾向（国の政策誘導）にあり、病床利用率が低下し、ダウンサイジングしているのが現状で急性期医療だけで380床は、無理があるのではないのでしょうか。いずれにせよ、動態調査など詳細に調査する必要があると考えまます。</p>	ご意見として賜ります。
48	7	第2	本事業契約は貴市との事業契約でよろしいでしょうか。	記述していただいた解釈で結構です。
49	7	第2	新八尾病院の維持管理・運営業務を一体のものとして、事業契約は一本化されるのでしょうか。	記述していただいた解釈で結構です。



実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
50	7	第2	1	事業者の選定方法は、「総合評価一般競争入札に準じて行う」とありますが、契約内容の詳細については優先交渉権者に選定された後に、市と民間事業者で協議できるものと考えますがいかがでしょうか。	協議の範囲は、最小限にとどめ、応募者間の競争性、公平性を確保することを考えています。
51	7	第2	2	選定スケジュールについてですが、事業契約書の素案はいつ頃公表されるのでしょうか。極力早い段階での公表を希望します。	二次審査募集要項の公表時を予定しています。
52	7	第2	2	二次提案ではプレゼンテーション（提案内容の説明）は行う予定でしょうか。	行います。
53	7 10	第2	2 4	特別目的会社の構成員或いは協力会社として事業に参加するにあたって、八尾市の競争入札参加資格を一次審査の書類提出時（平成14年12月）までに取得しておく必要がありますでしょうか。	一次審査の書類提出時に、八尾市の競争入札申請を行っていただく必要があります。（八尾市財務規則第100条を参照）
54	9、 10	第2	3（3）、 4（1）	具体的な例を出して説明願いたい。 応募について 応募する企業は（単独）応募前に複数の企業等により構成されていないといけないのですか？ 応募者は業務を特定して応募できるのでしょうか？	当該法令を参照ください。 募集要項等にて詳細は示しますが、市が主要な業務として規定する業務を実施する民間事業者は、特別目的会社に出資をしていただくこと、つまり、応募者の構成員となっただけを予定しています。なお、特別目的会社は、契約の成立までに設立していただくこととなりますので、それまでの間、応募者との連絡等は代表者を介して行うことを考えています。 できません。
55	9	第2	3（3）	適切であると認める場合とは、民間事業者の意見を考慮して特定事業として選定するのですか？	記述していただいた解釈で結構です。
56	9	第2	3（4）	一次審査（資格審査）通過者の数は最大何グループの予定でしょうか。	一次資格審査項目を満たす全てのグループを通過者とします。
57	9	第2	3（4）	事業契約書（案）は一次審査募集要項時に公表されるのでしょうか。	二次審査募集要項の公表時を予定しています。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答
58	9	第2 3(4)	一次審査の際、事前の現場説明会は実施されるのでしょうか。	一次審査(資格審査)募集要項の説明会の際に現場説明会を実施する予定です。
59	9	第2 3(4)	各業務の勤務日および勤務時間は一次募集要項にて公表されるのでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、業務要求水準書に明示します。
60	9	第2 3(4)	一次審査(資格審査)ではどのように評価および審査されるのでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
61	10	第2 4	「協力企業」の定義についてお示し下さい。実施方針によると「特別目的会社より業務を受託する企業」とされておりますが、当該特別目的会社(以下「SPC」とする)は、SPCを構成する各企業とは別の法人であり、実質的に「SPCより業務を受託する」のはSPC構成企業となるはずですが。当該「協力企業」のについてより詳しく定義しなければ、実施方針にある「協力企業は、複数の応募者の受託先になることが可能である」という規則と、「応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない」という規則が矛盾すると思います。	協力企業とは、応募者の構成員(SPC構成企業)以外で、SPCより業務を受託する企業のことです。
62	10	第2 4	「応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない」とのことですが、他の応募者の「協力業者」となることはできるのでしょうか。無論できないと思いますが、その場合、「協力業者」の定義をお示し下さい。	応募者の構成員は他の応募者の協力業者となることはできません。但し、実施方針第2-4-(1)-に記載している通り、「市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能」です。
63	10	第2 4	「協力業者」とは具体的に、維持管理業務等の下請け企業であると考えられますが、当該協力業者については、本事業への応募の際に確定させなくてはならないのでしょうか。それとも、変更が自由に認められるのでしょうか。	協力会社とは、SPCより業務を受託する企業を指します。企業名については、二次審査の時点では確定していただくことを想定しています。詳細は、特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答
64	10	第2 4(1)	<p>応募者の概念 特別目的会社（SPC）の概念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような手順で設立するのか。</li> <li>・ 各企業をセレクトした後、SPCを設立し、応募者となるのか。</li> <li>・ 当初よりSPCを設立し、応募者となるのか。</li> </ul>	<p>募集要項等にて詳細は示します。 現時点で想定しているのは以下の通りです。</p> <p>応募者の概念 応募者は複数の企業グループを指します。応募はこれらのグループで応募して頂きます。</p> <p>SPCの概念 選定事業者となったグループは、事業契約の締結までに、本事業のSPCを設立して頂きます。</p>
65	10	第2 4(1)	<p>「応募者は、構成員等の出資により、本事業を実施するための特別目的会社を事業契約調印までに設立するものとする。」とありますが、資本金の額及び出資者の構成について、何か条件を付される予定はありますでしょうか。</p>	<p>商法に定める株式会社としての設立を条件とします。それ以外の条件については募集要項で明示します。</p>
66	10	第2 4(1)	<p>SPCは複数の企業による構成とされていますが、SPCの構成員は必ず出資しないとイケないのでしょうか。また、出資しないとイケない場合、各構成員の出資金額の下限は決められているのでしょうか。</p>	<p>SPCの構成員は、SPCに出資をした企業と想定しています。各企業の出資金額については構成員企業間の判断にお任せします。</p>
67	10	第2 4(1)	<p>「...複数の企業等により構成されるグループ...」とありますが、SPCを代表者1企業で組成することは可能ですか？</p>	<p>SPCは複数の企業にて組成していただきます。</p>
68	10	第2 4(1)	<p>もう少し詳しいご説明をお願いいたします。</p>	<p>No 67をご参照ください。 なお、特別目的会社は、契約の成立までに設立していただくこととなりますので、それまでの間、応募者との連絡等は代表者を介して行うことを考えています。</p>
69	10	第2 4(1)	<p>応募段階において、一応募者の構成員は他の応募者の構成員になることはできないが、他の応募者の受託先となることは可能、と読めますがいかがでしょうか。</p>	<p>応募者の構成員は他の応募者の協力業者となることはできません。但し、実施方針第2-4-(1)- に記載している通り、「市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能」です。</p>

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答
70	10	第2 4(1)	に「選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能」との記載がありますが、これは、に記載されている「特別目的会社より業務を受託する企業」となることも可能であるとの理解でよろしいのでしょうか。	記述していただいた解釈で結構です。
71	10	第2 4(1)	構成員ではない企業は、審査段階において複数の応募者グループの協力企業として表明してもよろしいのでしょうか。	記述していただいた解釈で結構です。
72	10	第2 4(1)	「実施しようとする業務について関係法令に基づく資格等を有する者で構成する」とありますが、具体的にどのようなものが挙げられますか。明らかに必要なもの[例：検体検査業務実施における臨床（衛生）検査技師の配置など]以外で何かございましたらお教えてください。	設備管理業務において、昇降機検査士、消防設備士、食事提供業務において、栄養士、調理師の配置等を想定しています。詳細は二次募集要項にて明示します。
73	10	第2 4(1)	総合情報システムについて、民間専門事業者の選定はいつ、どのようにして決定されるのでしょうか。或いは既に決まっているのでしょうか。また、内容に関する説明会などは開催されるのでしょうか。	選定業者については、一次募集要項にて公表する予定です。説明会の開催については、ご意見として賜ります。
74	10	第2 4(1)	総合医療情報システムに関して、八尾市が別途選定した民間専門事業者とPFI事業者が協力して事業を実施する、とありますが、PFIの各事業実施にあたっては今回の病院の運用システム（オーダリングシステムを含む）を早めに（二次審査募集要項等の公表時くらいの時期に）知る必要があります。（すべての項目に連動してきますので）民間専門事業者からの早目の情報提供が可能ですか。	二次募集要項にて公表します。
75	10	第2 4(1)	情報システム実施企業の選定スケジュールをお教えてください。総合医療情報システムの開発、整備範囲をお教えてください。「...情報システム実施企業との協力体制...」とありますが、「協力体制」とは情報システム実施企業がSPCの構成メンバーとなることを意味するのですか？	選定事業者は一次募集要項にて公表する予定です。及びについては二次募集要項等にて明示します。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答
76	10	第2 4(2)	4-(2)-において、応募者は複数の業種の企業が構成員となっていることとありますが、最近では、1社の中で若しくはグループ企業を含めて複数の業務に従事している、優れた企業が沢山あります。その場合、敢えて複数の異なる企業を構成員とする必要があるのでしょうか。どうしてもということであれば、同一グループ内の企業を複数社構成員に据えることは可能でしょうか。また、応募者の制限として、4-(2)-、で規定されていますが、現在工事を手がけている建設会社及びその関連企業を構成員若しくは協力企業に含むことは可能なのでしょうか。可能な場合、それらの会社がある特定の応募者に加わった場合、著しく他の応募者と比べて優位になると考えられますが、何か制限は設けられないのでしょうか。	ご意見として賜ります。同一グループ内の企業を構成員に据えることは可能です。また、他の応募者と比べて優位にならないように配慮します。詳細については、募集要項で明らかにします。
77	11	第2 4(4)	本事業は商法に定める株式会社としてSPCを設立するとありますが、資本金1,000万円以上と考えてよろしいでしょうか。	記述していただいた解釈で結構です。
78	11	第2 4(4)	特別目的会社は、資本金などについての条件があるのでしょうか。	商法に定める株式会社としての条件以外に付与する予定はありません。
79	12	第2 6(1)	「応募者の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部または一部を使用できるものとする。」とありますが、次点あるいは選外の応募提案については、公表することについて応募者の承諾が得られたものに限って公表されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	12	第3 2	保険の付保については施設にかかる火災保険および施設責任賠償保険は、貴市の負担、維持管理および運営に関して必要となる賠償責任保険等はPFI事業者の負担と考えてよろしいでしょうか。	記述していただいた解釈で結構です。
81	12	第2 6(1)	応募図書の著作権は「本事業において公表等が必要と認めるときは、市は提案書の全部又は一部をしようできる」と記載がございますが、誰がどのような時に公表を必要と認めるのでしょうか。又著作権を有する応募者は公表の拒否権を有するのでしょうか。	公表の必要性の判断は市が行います。また、著作権を有する応募者は拒否権を有しますが、全てを拒否することは提案の条件に反することになります。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
82	13	第3	5	サービス価格の支払いについて、前払いなのか後払いなのか、また、支払いの頻度は1ヶ月毎・半年毎・1年毎等、どの程度の頻度なのかをお示し下さい。その内容によって、事業者のリスクも増減すると考えます。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
83	13	第3	5	サービス価格には、16年間の金利や物価上昇分は考慮されるのでしょうか。また、考慮される場合はその具体的な数値をお示し下さい。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
84	13	第3	6	本事業実施上のリスクとなる「要求サービス水準の監視」について、監視の対象となる業務項目、監視の頻度、監視の結果によってサービス価格の減額される割合等がある程度お示しいただくことが、各事業者の、本PFI事業への取組みの可否に影響すると思われます。上記について、貴市のお考えをお示し下さい。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。
85	13	第3	6	要求サービス水準の監視手法については、事業者の提案による手法で、事業者の費用負担で実施することですが、事業者の提案によるのであれば、その手法について、業務上または費用上の負担について、事業者にとって甘いものとなり、結果的に監視の内容が形骸化することが懸念されます。当該業務について、事業者の負担とされる理由をお示し下さい。また、費用負担を事業者の負担とされる場合、当該費用は、貴市から事業者を支払われるサービス価格に含まれるのでしょうか。	事業者の提案によるサービス水準の監視手法については、二次審査提案時に詳細を提案して頂きます。審査委員会での審査を経て事業者決定の判断基準のひとつとなります。また事業開始後、実際に事業者の監視の内容が形骸化し、サービス水準を達成できない場合は、支払の減額等の措置により対処いたします。また、事業者自らが行う監視に要する費用については、事業者の負担であり、提案価格に含まれるものと考えます。 なお、サービス水準については、事業者自らが行う監視と同時に市も独自に監視を行います。
86	13	第3	6(3)	「事業者が、本事業の事業目的を勘案し業務を実施するうえで最も効率的かつ効果的と考える監視手法を勘案し、」とありますが、監視方法のよしあしについてどのように評価されますでしょうか。	特定事業の選定を行った場合に、募集要項等で明示する予定です。

実施方針に対する意見・質問

No	頁	項目	内容	回答	
87	14	第5	募集要項公表から、提案書の作成、選定、そして事業契約まで約半年間というタイトな時間の中で、モニタリングの基準や減額規定等の全てを決定するのは不可能に近いと考えますが、様々な協議を必要とするケースを想定し、疑義が生じた都度大阪地方裁判所扱いにするのではなく、予め弁護士等の第三者を含めた、常設の調整機関の設置を希望します。	参考にさせていただきます。	
88	15	第7	1(1)	「業務を行うために必要な病院施設等は、市により無償で提供することがある。」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	民間事業者のための事務スペースなどを想定しています。
89		その他	<p>現在契約されてる病院の業務委託先企業を開示して頂くことは可能でしょうか。</p> <p>医療関係従事者の職種別の人数を開示して頂くことは可能でしょうか。</p> <p>医療関係従事者以外の職員は、すべてPFI事業者が雇用契約を結ぶ職員と考えても宜しいのでしょうか。そうでなければ、その対象職員様はどのような処遇となるのでしょうか。</p> <p>平成14年8月2日に設立いたしました会社で、今回のPFI事業への参加申請は可能なのでしょうか。</p>	<p>特定事業の選定を行った場合に、病院建設準備室にて公表する予定です。</p> <p>市の職員の雇用条件・雇用形態の変更は想定していません。</p> <p>八尾市財務規則第98条第1号の規定により、引き続き2年以上その営業を行っていることが必要です。</p>	